

令和元年度事業計画

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日

基本方針

わが国においては、少子高齢化が進み人口が減少している中で、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することが重要となっています。

このような中で、シルバー人材センターは、会員に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の安定、また、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的としています。高齢化や労働力人口の減少の更なる進行が見込まれる中で、シルバー人材センターにはその役割を果たすことが求められています。

盛岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなど地域社会づくりに貢献してきた実績を持ち、「生涯現役社会」の実現を果たす役割が期待されているところです。

センターの就業の基本となる「臨・短・軽」の要件が関係法令等の改正により緩和されました。シルバー派遣及び職業紹介は、岩手県シルバー人材センター連合会（以下「県連合会」という。）が実施主体となっておりますことから、県連合会において業務の就業時間の拡大の特例措置の手続きが行われました。清掃及び小売業については、センターの就業時間が増えることから、今後就業の拡大に注視してまいります。

平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間の計画期間とする「中期計画」は、今年度最終年度となりますことから、設定された目標数値を目指して、それぞれの取組を強めてまいります。

センターの喫緊の課題の会員増強については、新規の会員の入会促進や継続加入の維持のためゴールド会員制を活用して行くこととします。

今年度においても、具体的な数値目標の達成に向け、一人ひとりの持てる力を集積し会員・役職員が一体となってセンター事業の推進を図っていかねばならないものがあります。

センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」に則り、会員の総意と主体的な参画により、一層の機能強化と効率的な事業運営に努めてまいります。

以上のことから、令和元年度は次の事業を重点に取り組みます。

第1 事業方針

実績、会員拡大の目標数値等

会員の拡大は、センター事業運営の根幹をなすものであり、会員数は最も重要な指標となります。

中期計画に対する達成度を踏まえ計画の見直しを行いました。平成30年度の目標値「950人」に対し916人となりました。

積極的な会員確保に取り組むとともに、新たな就業機会を確保・提供することとします。また、就業が困難になっても会員として継続加入できる「ゴールド会員」制度を活用してまいります。

なお、「受託事業」及び「派遣事業」の本年度の目標は、中期計画の目標値から次のとおりとします。

(1) 受託事業

区分	31年度目標	30年度目標	30年度実績
会員数(人)	1,000	950	916
受託件数(件)	4,900	4,800	4,625
契約金額(千円)	225,000	220,000	200,752
就業延日人員(人日)	44,000	42,500	40,014

(2) 労働者派遣事業

区分	31年度目標	30年度目標	30年度実績
受託件数(件)	450	400	401
契約金額(千円)	40,000	35,000	35,794
就業延日人員(人日)	8,000	7,500	6,927

第2 事業計画

1 雇用によらない就業機会の提供

受託事業

高齢者が、自らの生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かし、地域の人手不足分野・現役世代を支える分野での就業を促進し、活力ある地域社会づくりに寄与するため、地域に密着した就業の機会を確保し、組織的に提供してまいります。

2 雇用による就業機会の提供

センターには、高齢者が地域の人手不足分野や現役世代を支える分野での就業拡大が求められています。小売業及び清掃業の就業時間の拡大については、実施主体の県連合会と連携を図るとともに、次の事業の拡大に努めます。

(1) 労働者派遣事業

県連合会の行う労働者派遣の実施事業所として、高齢者の多様な雇用・就業機会の確保を図るため、派遣労働を希望し登録した会員を対象に本事業を実施します。

- ① 派遣元責任者講習への参加
- ② 派遣登録会員に対する教育訓練への参加
- ③ 派遣業務担当者研修への参加

(2) 職業紹介事業

県連合会の行う職業紹介の実施事業所として、一般高齢者及び会員を対象に有料の職業紹介による就業機会の提供を行います。

請負・委任や派遣になじまない業務について、この制度を活用するものです。

- ① 職業紹介事業紹介責任者講習への参加
- ② 職業紹介事業研修会への参加

3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(1) 講習事業

就業に必要な知識及び技能を付与することにより、会員のスキルアップを図るとともに、自らの安全を確保するために必要な知識の習得をねらいとした講習会を実施します。

- ① 就業安全講習会(交通安全及び救急救命法)
- ② 労働安全衛生教育講習会

(2) 県連合会が行う講習等事業

県連合会が行う「高齢者活躍人材育成事業」として開催される講習会や各種の講座等を活用し、派遣、請負、職業紹介の仕事に必要な知識や技能を習得することにより就業につなげるため、希望するセンター会員の参加を呼び掛けます。

第3 事業推進のための活動

事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

センターの理念である高齢者の生きがいの充実及び福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、社会参加活動を推進するため、次のとおり諸活動を実施します。

(1) 普及啓発事業

地域に密着した効果的かつ効率的な事業を推進するため、シルバー事業の理解と高齢者の加入促進及び意識啓発を目的として、次の普及啓発活動を実施します。

- ① 普及啓発促進月間における社会奉仕活動の実施（地域班を中心に実施し事業PR）
- ② ホームページ、マス・メディアを活用した普及啓発、活動事例等の情報提供
- ③ 「広報もりおか」「ウェブ盛岡」への掲載依頼によるPR
- ④ 会報「シルバー盛岡」の発行による普及啓発の実施（年2回）
- ⑤ 会員による口コミ勧誘やリーフレットの配布活動
- ⑥ 県連合会と連携した広報活動の推進
- ⑦ 役員等による街頭での会員募集活動
- ⑧ 老人福祉センター、地区活動センター等公共施設へのリーフレット設置
- ⑨ 「おばあちゃんの手づくりおもちゃ教室」や虹つ子ひろば「七夕まつり」等の開催

(2) 安全・適正就業の推進

「安全就業の確保は会員就業の原点」を重点目標に、センター事業を推進します。

会員が、自らの健康維持と安全の確保を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正な遂行にするため、安全・適正就業委員会の開催やパトロールの実施、安全・適正就業推進計画を作成し、安全意識の高揚と啓発活動に努めます。

なお、万一事故を起こした会員や安全就業基準を遵守しない会員に対しては、事故の再発防止のための徹底した指導を行うとともに、先進センターの実施事例等の調査・研究を行い対応策の検討を進めます。

また、適正就業の推進については「盛岡市シルバー人材センター適正就業基準」に基づき、発注者の理解と協力を得て長期就業や未就業会員の解消を図りながら、多くの高齢者が働く喜びを享受できるよう努めます。

- ① 安全・適正就業委員会の開催及び委員等による就業現場パトロールの実施
- ② 安全・適正就業推進強化月間における推進活動の実施
- ③ 県連合会主催の「安全・適正就業推進研修会」への参加
- ④ 就業安全講習会の開催（「高齢者の交通安全」「高齢者の救急救命法」など）
- ⑤ 労働安全衛生教育講習会の開催
- ⑥ 会報「シルバー盛岡」及び「安全・適正就業ニュース」の発行（安全就業と健康管理の意識啓発）

(3) 調査研究

センターが、高齢者の就業分野を支える存在として、その役割を十分に果たすためには、社会経済や環境の変化、高齢者自身の就業に対する意識の変化に対応した事業の展開が求められます。

そのため、部会活動において、種々の調査・研究等を行い、センターの特性を生かした事業の実施や会員拡大及び就業機会の拡大に反映させます。

- ① 広報総務部会の開催（各種事業の調査等）
- ② 組織部会の開催（会員拡大、退会抑止策の検討、未就業対策・技能養成等）
- ③ 事業部会の開催（就業開拓及び拡大・安全衛生等）

（４）就業分野の開拓・拡大

高齢者の活躍推進策として、企業訪問の実施や就業機会開拓推進員等を設置することにより、多様化する会員のニーズ及び地域における福祉や介護等の人手不足の分野を的確に把握し、より多くの適正な就業機会を確保するため、役職員が一体となって就業機会の確保・提供に努めます。

- ① 事業部会の開催
- ② 役員等による事業所及び官公庁等への企業訪問の実施
- ③ 就業機会開拓推進員による就業機会の開拓及び拡大
- ④ 会員、地域班によるリーフレット等の配布・PR活動の実施
- ⑤ 「空き家」等の維持管理を支援する取組の拡大・強化
- ⑥ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の調査・研究

（５）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

本事業は、労働力人口が減少する中、地域における人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野に高齢者を活用し就業の機会を提供する事業として、平成27年度から実施しています。

これらの分野で就業する人材の確保が重要な課題となっており、センターの就業形態の「派遣」、「請負」、「職業紹介事業」を問わず事業対象となることから、コーディネーター及び就業開拓推進員により、地域ニーズを把握し、現役世代の支援となる分野の就業開拓、マッチングを行い、会員の就業に結びつける取組みを推進します。

（６）相談・情報提供

センター入会希望の高年齢者を対象に、定期的に入会説明会を開催し、センターの主旨・目的を理解していただく機会の充実を図るとともに、ハローワークや連合会と連携しながら、高年齢者を対象とする就業又は雇用等に係る相談及び情報提供を実施します。

- ① 入会説明会の開催
- ② 就業相談の実施
- ③ 就職相談会への参加

（７）社会参加活動の推進

会員の生きがいの充実と福祉の増進を図るため、自主的活動に対する意識や共助の精神で共働するという意識を高めることを目的に、ボランティア活動等への参加を促し活動する機会を提供します。

- ① 地域班による社会奉仕活動の実施（公共施設等）
- ② マス・メディアを活用した普及啓発、イベント等へのボランティア参加

(8) 地域班の活性化と職群班の増強

地域班活動の活性化を図るため、班会議の開催を奨励するとともに、地域班会議等において担当役員及び事務局との意見交換や協議を進めるほか、地域社会に貢献するボランティア活動等の自主的な実施の促進を図ります。

また、受注の多い職群班については、市広報等による会員募集や口コミによる勧誘を行いながら、会員の育成・増強を図ります。

(9) ワークプラザの設置

ワークプラザは、会員相互の技術伝承や技能開発を進め、かつ受注能力を高めるための施設として、その設置については、市施設や空き家等の無償貸与が可能な調査する。

(10) 会議等の開催

区分	会議等の名称	回数	期日(備考)
1 定 款	(1) 定時総会	1回	6月
	(2) 理事会	6回	5月 ほか
	(3) 監査(法人法第99条第1項) ・理事の職務の執行を監査	1回	5月 定期監査
2 そ の 他	(1) 理事会専門部会 (広報総務・組織・事業の3部会)	随時	
	(2) 安全・適正就業委員会	2回	
	(3) 就業安全講習会	1回	
	(4) 労働安全衛生教育講習会	1回	
	(5) 地域班長会議	1回	
	(6) 地域班会議	随時	
	(7) 会報編集委員会(編集委員会議)	随時	